

エコセメント化施設  
基幹的設備改良工事及び運営事業

基本協定書（案）

令和6年6月27日

東京たま広域資源循環組合



第1条	(目的及び用語)	1
第2条	(公共性及び趣旨の尊重)	1
第3条	(本事業に関し当事者が締結すべき契約)	1
第4条	(事業日程)	1
第5条	(特別目的会社の設立)	1
第6条	(特別目的会社の経営計画等の報告及び循環組合による監査)	3
第7条	(談合その他不正行為等による解除)	3
第8条	(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)	4
第9条	(事業契約上の権利義務の譲渡の禁止)	4
第10条	(事業契約の不調)	4
第11条	(債務不履行等)	4
第12条	(秘密保持義務)	5
第13条	(管轄裁判所)	5
第14条	(有効期間)	5
第15条	(準拠法及び解釈)	5
第16条	(疑義の決定等)	5



エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業（以下「本事業」という。）に関して、東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）と、代表企業である〔 〕（以下「代表企業」という。）、構成員である〔 〕及び協力企業である〔 〕で構成される〔 〕グループ（以下総称して「事業者」という。）との間で、以下のとおり合意し、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的及び用語）

第1条 本協定は、循環組合及び事業者との間でエコセメント化施設（以下「本施設」という。）の基幹的設備改良工事にかかる建設工事請負契約及び本施設の長期包括的な運営管理にかかる契約の締結、並びに本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本協定に定義されていない用語については、入札説明書に定義する意味を有するものとする。

#### （公共性及び趣旨の尊重）

第2条 循環組合は、本事業が民間の技術及びノウハウを活用して基幹的設備改良工事及び長期包括的な施設の運営管理（以下「運營業務」という。）を一体として発注するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 事業者は、本事業が本施設の基幹的設備改良工事及び運營業務を主な内容とする公共性の高い事業であること、また、一体として実施するものであることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

#### （本事業に関し当事者が締結すべき契約）

第3条 循環組合と設計・施工事業者は、本事業の基幹的設備改良工事に関する建設工事請負契約を締結する。

2 循環組合と運営事業者は、運營業務委託契約（以下「建設工事請負契約」と合わせて「事業契約」という。）を締結する。

#### （事業日程）

第4条 本施設の基幹的設備改良工事にかかる設計・建設の期間は、建設工事請負契約に係る循環組合の議会の議決のあった日から令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までとする。ただし、建設工事請負契約の規定により設計・建設期間を変更できるものとする。

2 本施設の運營業務の運営期間は、令和8年4月1日から令和33年3月31日までとする。ただし、運營業務委託契約の規定により期間を変更できるものとする。

#### （特別目的会社の設立）

第5条 構成員は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、運営事業者の一員として事業会社たる特別目的会社を適法に設立したものであることを確認する。

2 構成員は、特別目的会社の設立及び運営に関し締結した株主間契約が、次の各号に定める事項を含み、また、構成員が次の各号に定める事項に反する書面による、または口頭の合意を行っていないことをここに表明し、約束する。

(1) 構成員は、循環組合と本協定を締結するまでに、特別目的会社を設立すること。

(2) 特別目的会社の本店所在地を東京都西多摩郡日の出町内とすること。

(3) 特別目的会社の担当する業務は、本施設の運営業務の受託及び本協定において特別目的会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。

(4) 事業者の各構成員の保有する株式数の総和の割合が、設立時から事業期間を通じて3分の2を超えるものとする。代表企業である[ ]の、特別目的会社への出資比率は、構成員中最大となるものとする。

(5) 特別目的会社の資本金額は、本事業の運営開始までに3億5千万円以上とするものとし、その後の事業期間を通じてこれを維持すること。

(6) 構成員は、循環組合の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(7) 特別目的会社は、運営業務委託契約上委託される業務を実施するための人員を確保すること。

(8) 構成員は、特別目的会社が債務超過に陥った場合、または資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して特別目的会社への追加出資または劣後融資に応じること、その他循環組合が適切と認める支援措置を講ずることにより、特別目的会社を倒産させないこととし、特別目的会社が果たすべき債務を履行できるように、最大限の努力をすること。なお、追加出資又は劣後融資等に基づく資金援助義務の上限は、特別目的会社に循環組合が支払う委託費の3ヶ月分とする。

(9) 特別目的会社の経営が困難な状態に陥った場合は、構成員は、本施設の運転を、特別目的会社に代わって行うものとするものとする（手続の詳細は、循環組合が定めて通知する。）。

3 構成員は、各自の保有する議決権を行使して、第2項第(2)号及び第(3)号に記載の内容に反して特別目的会社の本店所在地または特別目的会社の目的を変更しないものとする。

4 特別目的会社は、本契約の締結と同時に、循環組合に提出した定款及び商業登記簿の謄本に変更があるときは、遅滞なく、変更後の定款または商業登記簿謄本を、循環組合に提出するものとする。

5 特別目的会社は、循環組合の承諾なく構成員以外の者に対して第三者割当増資を行うことはできない。構成員に対して第三者割当増資を行う場合にも、特別目的会社は、運営期間中、本条第2項第(4)号記載の事項を遵守するものとし、

当該第三者割当の事前及び事後に、循環組合に第三者割当増資の実施または完了を報告しなければならない。

(特別目的会社の経営計画等の報告及び循環組合による監査)

第6条 特別目的会社は、経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の1ヶ月前までに、翌事業年度の経営計画を、別途特別目的会社が定め循環組合が承認する様式により、循環組合に提出するものとする。循環組合は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、特別目的会社に対し質問を行うことができるものとする。この場合、特別目的会社は、循環組合の質問に誠意をもって回答するものとする。

2 特別目的会社は、経営の健全性及び透明性を確保するために、本施設が完成し、本事業が開始する最初の事業年度から、特別目的会社が商法上要求される計算書類及びその附属明細書の写し並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第13条及び第14条に基づいて大会社が要求される監査報告書に準じて特別目的会社の公認会計士が作成した監査報告書を、毎事業年度終了後3ヶ月以内に循環組合に提出するものとする。循環組合は、当該報告書を公表することができるものとする。循環組合は、当該決算書類及び当該監査報告書を確認し、疑義がある場合には、特別目的会社に対し質問を行うことができるものとする。この場合、特別目的会社は循環組合の質問に誠意をもって回答するものとする。

3 循環組合は、公認会計士等の外部の専門家を活用し、特別目的会社の会計監査ができ、特別目的会社はこれに協力する。

(談合その他不正行為等による解除)

第7条 循環組合は、事業者のうちのいずれかが事業契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約を解除し、又は締結しないことができる。

- (1) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人に対する刑）が確定したとき。
- (3) 事業者又は事業者の役員若しくは使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 事業者又は事業者の役員若しくは使用人がいかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、

又は便宜を供与するなど、暴対法第2条第2号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 事業者又は事業者の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

(6) 事業者又は事業者の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(7) 事業者又は事業者の役員若しくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 事業契約の締結までに、事業者のうちのいずれかが、入札説明書等において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失したときは、循環組合は、事業契約を解除し、又は締結しないことができる。

3 循環組合は、事業者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかったときは、事業契約のうち既に締結した契約を解除することができる。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第8条 循環組合または事業者は、相手方の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡または担保権の設定をしないものとする。

(事業契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 循環組合、設計・施工事業者または運営事業者は、建設工事請負契約または運営業務委託契約上の権利義務につき、相手方の承諾なく第三者への譲渡または担保権の設定をしないものとする。

(事業契約の不調)

第10条 議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に循環組合及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(債務不履行等)

第11条 事業者は、本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。この場合において、事業者は、違約金として、事業者の提案価格（消費税を含む。）の100分の10に相当する額を支払わなければならない。



- 2 各当事者は、事業実施契約に定める債務が履行されない場合、当該事業実施契約の各規定に基づき、損害金を請求し、または事業契約を解除することができるものとする。
- 3 建設工事請負契約の規定に基づき同契約が解除された場合、本協定及び運營業務委託契約の全部についても解除されるものとする。また、運營業務委託契約の規定に基づき同契約が解除された場合は、各当事者は建設工事請負契約に基づく債務の履行を免れるものではない。

(秘密保持義務)

第12条 循環組合または事業者は、本協定上の業務に関する機密情報で、相手方またはその代理人若しくはコンサルタント以外の第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報及び、その入手後に公開情報となった情報を除いたものを、相手方または循環組合もしくは事業者の代理人及びコンサルタント以外の第三者に漏洩しないものとし、また、本協定の規定に基づく義務の履行以外の目的には使用しないものとする。ただし、法令等に基づき機密情報の開示が求められる場合、または相手方の同意がある場合は、この限りではない。かかる秘密保持義務は運営期間の終了から5年間存続するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 循環組合及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、東京地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(有効期間)

第14条 本協定締結の日から運營業務委託契約の終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第15条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本協定及び関連書類、書面による通知は、日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の変更は、書面で行うものとする。

(疑義の決定等)

第16条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、循環組合と事業者とが協議の上、定めるものとする。

本基本協定の成立を証するため、本書〔 〕通を作成し、循環組合及び事業者がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を所持する。

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

東京たま広域資源循環組合  
管理者

(代表企業)

住所

企業名

代表者名

(構成員)

住所

企業名

代表者名

(協力企業)

住所

企業名

代表者名